

福祉系国家資格を有する者に対する保育士養成課程及び保育士試験の科目の一部を免除することについて検討するにあたって

【現状】

保育士資格を取得する場合に、幼稚園教諭免許状を有する者については、保育士試験の受験に際して、受験科目の一部又は全部の免除を行っている。

介護福祉士等の福祉系国家資格を有する者が、保育士試験を受験する場合には、受験科目の免除は行っていない。介護福祉士養成施設においては、その養成課程において、指定保育士養成施設を卒業した場合、養成課程の一部を免除している。

また、平成27年6月に閣議決定された、『「日本再興戦略」改訂2015 - 未来への投資・生産性革命 - 』においては、福祉系国家資格所持者や子育て支援員が保育士資格を取得しやすくするための方策(保育士養成課程、保育士試験科目の一部免除等)について速やかに検討することとされている。

【考えられる検討の視点】

1 福祉系国家資格の養成課程と保育士養成課程との比較及び検証

福祉系国家資格の養成課程と保育士養成課程の科目の内容を比較し、共通の内容とみなせるかを検証する。

2 検討対象とする福祉系国家資格の範囲

福祉系国家資格の養成課程と保育士養成課程との比較・検証について、どの福祉系国家資格を対象とするか。

3 免除の方法

保育士養成課程における履修科目の免除を行うのか、保育士試験における試験科目の免除を行うのか。

4 子育て支援員等についても、保育士資格取得に際して特例を設けることを検討すべき事項はあるか。

5 幼稚園教諭免許状との関係

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)の検討規定との関係。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六六号)

(検討)

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考1) 幼稚園教諭免許状を有する者が保育士試験を受験する際の特例

【通常の保育士試験】

・筆記試験9科目(保育原理、教育原理、社会的養護、児童家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論)と実技試験を受験

【幼稚園教諭免許状を有する者】

1 実務経験不問

(1) 筆記試験9科目のうち、2科目(教育原理、保育の心理学)と実技試験を免除

(2) 指定保育士養成施設において所定の科目を34単位履修することにより、筆記試験と実技試験を免除

2 実務経験を有する場合(幼稚園や保育所等で、3年かつ4,320時間の勤務経験)

新たな認定こども園による特例のため、制度施行(平成27年4月1日)から5年後までの特例

(1) 筆記試験9科目のうち、3科目(教育原理、保育の心理学、保育実習理論)と実技試験を免除

(2) 指定保育士養成施設において所定の特例教科目を8単位履修することにより、筆記試験と実技試験を免除

(3) 指定保育士養成施設において所定の科目を17科目履修することにより、筆記試験と実技試験を免除

(参考2) 指定保育士養成施設を卒業した者が、介護福祉士養成施設の養成課程で学ぶ場合の一部科目履修免除

指定保育士養成施設を卒業した者:介護福祉士養成課程 1,800時間 → 1,155時間

【介護福祉士養成施設における養成課程】

領域	教育内容	時間数		
		第1号学校	第2号学校	第3号学校
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上		
	人間関係とコミュニケーション	30以上		
	社会の理解	60以上		15
	人間と社会に関する選択科目			
	合計	240		
介護	介護の基本	180	180	180
	コミュニケーション技術	60	60	60
	生活支援技術	300	300	300
	介護過程	150	150	150
	介護総合演習	120	60	60
	介護実習	450	270	210
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	30	30
	認知症の理解	60	30	60
	障害の理解	60	30	30
	こころとからだのしくみ	120	60	60
合計		1,800	1,170	1,155

第1号学校における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して240時間以上となるように定めるものとする。

第1号学校:大学入学資格のある者

第2号学校:大学等において社会福祉士の指定科目を履修して修了した者

第3号学校:指定保育士養成施設を卒業した者

(参考3) 「日本再興戦略」改訂2015 - 未来への投資・生産性革命 -
(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)

2 - 2 . 女性の活躍推進 / 外国人材の活用

(3) 新たに講ずべき具体的施策

保育の担い手の確保 (74頁)

- ・保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱いの検討
保育士の確保が特に厳しい地域において、本年度特例的に実施している取扱い(朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの)について、その実施状況等を踏まえて検証の上、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得る。

- ・他の国家資格等を有する者の活用の検討
福祉系国家資格所持者や子育て支援員が保育士資格を取得しやすくするための方策(保育士養成課程、保育士試験科目の一部免除等)について保育士確保対策検討会等において速やかに検討を開始し、結論を得た上で、順次所要の措置を講ずる。

(参考4)

保育士と3福祉士の教授内容の比較

	保育士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	
履修科目等	保育原理	人体の構造と機能及び疾病	人間の尊厳と自立	人体の構造と機能及び疾病	
	教育原理	心理学理論と心理的支援	人間関係とコミュニケーション	心理学論と心理的支援	
	児童家庭福祉	社会理論と社会システム	社会の理解	社会理論と社会システム	
	社会福祉	現代社会と福祉	人間と社会に関する選択科目	現代社会と福祉	
	相談援助(演習)	社会調査の基礎		生物、生命科学、統計、数学(基礎)、経理、家庭、生活技術、生活文化、経営、教育、社会、現代社会、憲法論、政治・経済、労働法制、住宅政策、教育制度、児童福祉	地域福祉の理論と方法
	社会的養護	相談援助の基盤と専門職		社会保障	
	保育者論	相談援助の理論と方法		低所得者に対する支援と生活保護制度	
	保育の心理学(講義)	地域福祉の理論と方法		福祉行財政と福祉計画	
	保育の心理学(演習)	福祉サービスの組織と経営		保健医療サービス	
	子どもの保健(講義)	社会保障		権利擁護と成年後見制度	
	子どもの保健(演習)	高齢者に対する支援と介護保険制度		障害者に対する支援と障害者自立支援制度	
	家庭支援論	障害者に対する支援と障害者自立支援制度		精神疾患とその治療	
	保育家庭論			精神保健の課題と支援	
	保育内容総論(演習)				
	保育内容演習(演習)	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	介護の基本	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	
	乳児保育(演習)		コミュニケーション技術		
	障害児保育(演習)	低所得者に対する支援と生活保護制度	生活支援技術	精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	
	社会的養護内容(演習)		介護過程		
	保育相談支援(演習)	保健医療サービス	介護総合演習	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	
	保育の表現技術(演習)	就労支援サービス	介護実習		
	保育実習(実習)	権利擁護と成年後見制度	発達と老化の理解	精神保健福祉に関する制度とサービス	
	保育実習指導(演習)	更生保護制度	認知症の理解	入	
	保育実践演習(演習)	相談援助演習	障害の理解	精神障害者の生活支援システム	
		相談援助実習指導	こころからだのしくみ	精神保健福祉援助演習(基礎)	
		相談援助実習	医療的ケア	精神保健福祉援助演習(専門)	
				精神保健福祉援助実習指導	
			精神保健福祉援助実習		

介護福祉士養成施設においては、指定保育士養成施設を卒業した場合、その養成課程において、一部科目の履修免除(「人間の尊厳と自立」「人間関係とコミュニケーション」「社会の理解」「人間と社会に関する選択科目」の履修時間:240時間 15時間)を行うこととなっている。

(参考5)

保育士養成課程教科目と保育士試験科目

【保育士養成課程教科目】

	系列	教科目	設置単位数	履修単位数
教養科目		外国語(演習)	2以上	
		体育(講義)	1	1
		体育(実技)	1	1
		その他	6以上	
		教養科目 計	10以上	8以上
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	2	2
		教育原理(講義)	2	2
		児童家庭福祉(講義)	2	2
		社会福祉(講義)	2	2
		相談援助(演習)	1	1
		社会的養護(講義)	2	2
		保育者論(講義) H22新設	2	2
		計13	計13	
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学(講義)	2	2
		保育の心理学(演習)	1	1
		子どもの保健(講義)	4	4
		子どもの保健(演習)	1	1
		子どもの食と栄養(演習)	2	2
		家庭支援論(講義)	2	2
		計12	計12	
	保育の内容・方法に関する科目	保育課程論(講義) H22新設	2	2
		保育内容総論(演習)	1	1
		保育内容演習(演習)	5	5
		乳児保育(演習)	2	2
		障害児保育(演習)	2	2
		社会的養護内容(演習)	1	1
保育相談支援(演習)		1	1	
	計14	計14		
保育の表現技術	保育の表現技術(演習)	4	4	
保育実習	保育実習(実習)	4	4	
	保育実習指導(演習)	2	2	
総合演習	保育実践演習(演習)	2	2	
	必修科目 計	51	51	
選択必修科目	保育に関する科目(上記 ~ の系列より科目設定)		15以上	6以上
	保育実習 又は (実習)		2	2
	保育実習指導 又は (実習)		1	1
	選択必修科目 計		18以上	9以上
	合計		79以上	68以上

【保育士試験科目】

保育原理
教育原理
児童家庭福祉
社会福祉
社会的養護
保育の心理学
子どもの保健
子どもの食と栄養
保育実習理論
保育実習実技

「子育て支援員」研修について

趣旨

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。

このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

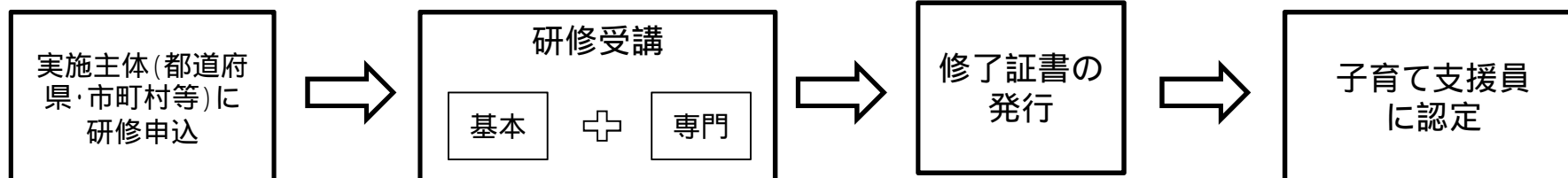
国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者

研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。

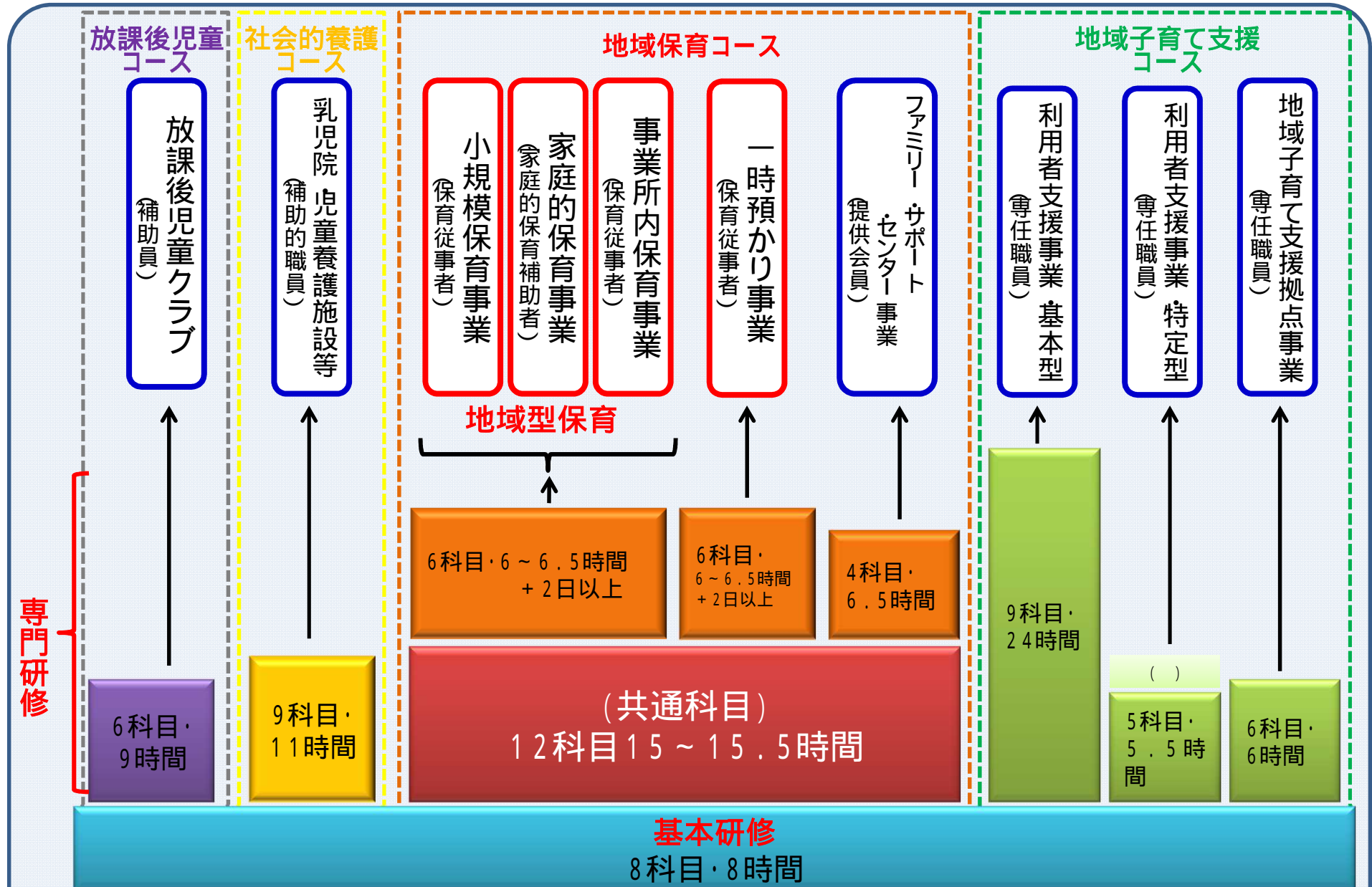
研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。
 注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。
 注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

子育て支援員研修(基本・専門)の時間数

研修時間数

基本研修	専門研修		時間数	総時間数		現行	
<p>< 8科目 ></p> <p>8時間</p>	放課後児童コース		6科目・9時間	14科目・17時間		- (放課後児童支援員: 24時間)	
	社会的養護コース		9科目・11時間	17科目・19時間		-	
	地域子育て支援コース	基本型	9科目・24時間	17科目・32時間		-	
		特定型	5科目・5.5時間()	13科目・13.5時間()			
		地域子育て支援拠点事業	6科目・6時間	14科目・14時間			
	地域保育コース	共通		12科目・15～15.5時間	地域型保育	26科目・29時間～30時間 +2日以上	・家庭的保育者基礎研修 21時間 ～22時間 +2日以上
		選択	地域型保育	6科目・6～6.5時間 +2日以上	一時預かり事業	26科目・29時間～30時間 +2日以上	
			一時預かり事業	6科目・6～6.5時間 +2日以上	ファミリー・サポート・センター	24科目・29.5時間 ～30時間	・ファミリー・サポート・センター(推奨) 24時間
			ファミリー・サポート・センター	4科目・6.5時間			

「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

子育て支援員研修(基本・専門)科目(案)一覧

基本研修	8科目 8時間	子ども・子育て家庭の現状 (60分)		子ども家庭福祉 (60分)		子どもの発達 (60分)		保育の原理 (60分)									
		対人援助の価値と倫理 (60分)		子ども虐待と社会的養護 (60分)		子どもの障害 (60分)		総合演習 (60分)									
コース 放課後児童	6科目 9時間	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容(90分)		放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等(90分)		子どもの発達理解と児童期(6歳~12歳)の生活と発達(90分)		子どもの生活と遊びの理解と支援(90分)		子どもの生活面における対応等(90分)		放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理(90分)					
		社会的養護の理解(60分)		子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理(60分)				社会的養護を必要とする子どもの理解(90分)		家族との連携(60分)							
社会的養護コース	9科目 11時間	地域との連携(60分)		社会的養護を必要とする子どもの遊び理解と実際(90分)				支援技術(60分)		緊急時の対応(60分)		施設等演習(120分)					
		地域資源の理解(事前学習)(480分)		利用者支援事業の概要(60分)		地域資源の概要(60分)		利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理(90分)		記録の取扱い(60分)		事例分析~ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント~(90分)		事例分析~社会資源の活用とコーディネーション~(90分)		まとめ(30分)	
地域子育て支援コース	基本型	9科目 24時間		利用者支援事業の概要(60分)		利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理(60分)		保育資源の概要(90分)		記録の取扱い(60分)		まとめ(60分)					
	特定型	5科目 5.5時間 ()		地域子育て支援拠点の概要(60分)		利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理(60分)		保育資源の概要(90分)		記録の取扱い(60分)		まとめ(60分)		()			
	拠点	6科目 6時間		地域子育て支援拠点を全体像で捉えるための科目(60分)		利用者理解(60分)		地域子育て支援拠点の活動(60分)		講座の企画(60分)		事例検討(60分)		地域資源の連携づくりと促進(60分)			

「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

子育て支援員研修(基本・専門)科目一覧(案)

地域保育コース	16科目 / 18科目 21時間 / 22時間 + 2日以上	共通	12科目 15 ~ 15.5 時間	乳幼児の生活と遊び (60分)	乳幼児の発達と心理 (90分)	乳幼児の食事と栄養 (60分)	小児保健 (60分)	小児保健 (60分)	
				心肺蘇生法 (120分)	地域保育の環境整備 (60分)	安全の確保とリスクマネジメント (60分)	保育者の職業倫理と配慮事項 (90分)	特別に配慮を要する子どもへの対応(0~2歳児) (90分)	
				グループ討議 (90分)	実施自治体の制度について(任意) (60~90分)				
		選択	地域型保育	6科目 6 ~ 6.5 時間 + 2日 以上	地域型保育の概要 (60分)	地域型保育の保育内容 (120分)	地域型保育の運営 (60分)	地域型保育における保護者への対応 (90分)	見学オリエンテーション (30~60分)
				見学実習 2日以上					
			一時預かり事業	6科目 6 ~ 6.5 時間 + 2日 以上	一時預かり事業の概要 (60分)	一時預かり事業の保育内容 (120分)	一時預かり事業の運営 (60分)	一時預かり事業における保護者への対応 (90分)	見学オリエンテーション (30~60分)
		見学実習 2日以上							
		サポートセンター	4科目 6.5 時間	ファミリー・サポート・センターの概要 (60分)	ファミリー・サポート・センターの援助内容 (120分)	ファミリー・サポート・センターにおける保護者への対応 (90分)	援助活動の実際 (120分)		